

# 新出の「佃島」関連の近世の絵図群に関する 基礎的研究

伊藤寿和・増山一成・田中麻衣

## 一 はじめに（伊藤）

本稿は、近世初頭に江戸城下町の膝下に、大阪は淀川（神崎川）下流の佃村と大和田村の関西漁民によって埋め立て・築造がなされた著名な「佃島」に関して、新出の絵図群の紹介を兼ねて、基礎的な検討をおこなうものである。

新出の絵図群に関しては、筆者（伊藤）のゼミ生であった田中麻衣氏の卒業論文<sup>1)</sup>の作成に際して佃島へ現地調査に参り、その折に、絵図群の旧蔵者である吉田喜代太郎氏と奥様の静子氏とお会いする機会を得て、同家に所蔵されていた貴重な新出の絵図群の存在を知り、中央区教育委員会にご勤務の増山一成氏と共同にて、絵図群の撮影をさせていただいたものである。未だ、学会に周知・紹介がなされていない貴重な絵図群であり、以下においては、三人で分担して、各絵図を紹介するものである。

なお、吉田家旧蔵の絵図群と関連史料は、佃島の歴史研究をされている金子正夫氏の勧めにより、平成24年（2012）に佃嶋門徒講に寄贈され、現在は佃嶋門徒講において保存がなされている。絵図群のうち、宝永7年（1710）の「佃島沽券絵図写し」と元禄4年（1691）頃の「佃島白魚網場絵図面」の一部に関しては、すでに、金子氏がご著書<sup>2)</sup>の表紙として「佃島白魚網場絵図面」を引用され、「佃島沽券絵図写し」も、ご著書内において一部が写真にて掲載・紹介されている。また、佃島の名物であった白魚漁の歴史とその概要に関しては、東京都公文書館の編により、『佃島と白魚漁業』<sup>3)</sup>が刊行されている。さらに、北に位置する深川獺師町に関しては、高山慶子氏が詳細な研究をされ、著書としてまとめられている<sup>4)</sup>。

本稿では、旧所蔵者の奥様の吉田静子氏と現在の所蔵者である佃嶋門徒講の皆様のご許可を得て、以下、初めての詳細な各絵図の紹介と検討をおこなうものである。

## 二 佃島の概要（伊藤）

佃島の概要に関しては、すでに、佐原六郎氏の『佃島の今昔』<sup>5)</sup>と金子正夫氏の『佃嶋誌』<sup>6)</sup>においてまとめられている。

佃島は近世前期の正保元年（1644）に隅田川（大川）の河口・鉄砲洲の干潟100間四方を埋め立てて造成された人工的な漁村であり、当時の面影も渡船場跡（写真1）・佃小橋と船入堀（佃堀）（写真2）や住吉神社など各所に残されている。



写真1 隅田川と渡船場跡



写真2 船入堀

『佃島年代記』<sup>7)</sup>によれば、摂津国佃村（現在の大阪市西淀川区）の漁師27人と大和田村の漁師6人の合計33人が慶長7年（1602）7月26日に摂津国を發ち、8月7日に江戸に着いたと記載されている。同『年代記』によれば、慶安2年（1649）には佃島の家数は80軒で、居住している人数は160余人との記載がなされている。ただし、佃島の規模に関しては、100間四方ではなく、90間×95間とする史料もあり、摂津国を出立して佃島に着いた漁民の数を34人とする史料も存在している。佃島の築造に関しては、当時の空間認識に基づいた古田悦造氏による詳細な復原・研究がなされている<sup>8)</sup>。

これら『佃島年代記』や『佃島旧記』などの編纂資料に対して、船杉力修氏が紹介された伊勢神宮の御師による壇廻りの関連史料である延宝5年（1677）と貞享2年（1685）の2冊の「江戸・関東御祓配帳」は、佃島に居住していた住民の実数が判明する一次史料として貴重である。この両史料<sup>9)</sup>は、学会はもとより、佃島研究者においても未だ周知とはなっておらず、次に佃島に関するところのみ引用しておくこととしたい。

史料1 延宝5年（1677）「江戸・関東御祓配帳」

（前 欠）

一、同式本 同久三郎殿へ遣

茶壺袋

一、扇子四百六拾六本 惣中へ賦

一 茶 五十八袋

一、金参両壺歩 佃嶋惣中 御初尾

延宝五丁巳年五月吉日

この延宝5年の史料は残念ながら前欠であるが、466本の扇子が「(佃島の) 惣中」に配られ、当時、約100間四方の佃島に500人近い多くの漁民が居住していたことが一次史料から判明することは、きわめて重要である。

なお、次の史料は、紙幅の関係から、佃島の住民の名前と伊勢の御師より配られた品目名は、2段に詰めて翻刻することとする。

史料2 貞享2年(1685)「関東御祓配帳」

佃 嶋

名主

金参兩一步	一、佃忠兵衛殿	御祓状	かみのし一ハ
嶋中□		桐あふき	白粉二箱
八匁		茶一斤	上くし一具
		こよみ	

組頭衆

一、茂右衛門殿	御祓状	かみのし五本
	あふき二本	茶壺袋

佃嶋与組頭衆中状壺通

一、茂兵衛殿	同	一、善左永衛門殿	同
一、茂左衛門殿	同	一、善兵衛殿	同
一、重兵衛殿	同	一、吉兵衛殿	殿
一、新左衛門殿	同	一、八郎右衛門殿	同
一、長五郎殿	同	一、市右衛門殿	同
一、徳左衛門殿	同	一、吉左衛門殿	同
一、喜右衛門殿	同	一、長左衛門殿	

右佃嶋ニ御入候大和田網衆

組頭衆

一、治右衛門殿	御祓状	かみのし五本
	あふき二本	茶壺袋

大和田網与頭衆中状壺通

一、清五郎殿	同	一、四郎兵衛殿	同
一、伊兵衛殿	同	一、九右衛殿	同

右之組頭衆 人余有之由ニ候へ者慥成遠衆中斗記、但平之衆四百人余有之、土産壺人前ニ御祓・あふき壺本・のし二本つつ賦申候、以上

一、あふき 四百六十九本

内 五本ハ 忠兵衛殿内衆五人ニ遣  
四本ハ 定使ニ遣

一、茶合 六十六袋

内四袋 定使二人ニ遣 (以下、略)

この「関東御祓配帳」によれば、佃島の名主を務めていた「佃 忠兵衛」をはじめとして、15名からなる「佃島組頭衆」と5名からなる「大和田網衆」の「組頭衆」が明確に書き分けられている。佃島に移住後も、佃村の漁民たちと大和田村の漁民たちは、異なる自己認識のもと、「佃

島網衆」と「大和田網衆」に分かれ、全体として「佃島惣中」を結成していたことが判明する。名主（佃 忠兵衛）・組頭20名の他に、「平之衆」として400人余の漁民が居住していたことが判明する。また、「定使」が二人居住していたことも判明し貴重である。

配られた扇の数は469本であり、8年前の延宝5年（1677）に佃島「惣中」に配られた扇子の数も466本である。佃島が築造された正保元年（1644）から30年余を経た時点において、佃島の島内に凡そ470人ほどの漁民が暮らしていたことが判明する。

これら470人近い佃島の漁民たちが使用していた漁船に関しては、『佃島年代記』によれば、享保5年（1720）に301隻から222隻へ減少しているとの記載がなされている。この301隻の漁船は、天明7年（1787）に川船役所から北町奉行へ提出された関連史料によれば「佃島無年貢極印猟船三百壹艘之儀、古来より名主船主忠兵衛名前にて極印相済来候処」と記載されており、古来より301隻を数えた佃島の漁船は、すべて無年貢船であり、301隻すべてが名主である佃 忠兵衛の名前で登録がなされ、川船役所によって極印が打たれていたことも判明する。享保5年から6年にかけて川船役所の大規模な極印改めがおこなわれ、この過程で佃島の漁船も極印打ちが義務づけられたことが想定される。当時は船にかかる年貢高に応じて、守・文・立・金・言の極印があり、佃島の漁船に打たれていたのは無年貢を意味する「言」の極印であった。

近世前期の17世紀の後半においては、約100間四方の佃島に、凡そ470人ほどの漁民が居住し、301隻の無年貢船によって江戸湾内の漁をおこなっていたのである。

ただし、漁民すべてが佃島に定住していたか否かに関しては、さらに、別途の検討が必要である。すなわち、金子家に残されている近世後期の文化年間の史料<sup>10)</sup>によれば、「毎年十月に至候得は、漁師共打寄、壹ヶ年惣勘定仕、其上にて漁師三十人有之候者得ば、先ず拾五人共は留守致罷在候内、本国上方より漁師共順番にて十一月に至り御当地へ罷下、着次第、右十五人之漁師共入替本国え登、毎年交代増減有之候得共、右振合にて御用相勤、既ニ明和年中迄は下り登り致候者御座候」と記載されているように、近世中期の明和年間（1764～1772）まで、佃島の漁民たちは定住していた訳ではなく、毎年10月に1年間の総決算を終えて後、漁民（30人）の半数が本国の摂津国の佃村と大和田村に帰り、半数の漁民が摂津国から新たに佃島に移住して来て、御用を務めていたとの由緒が記されている。

この佃島漁民の半数が毎年交替していた由緒に関しては、明和年間まで、佃島に居住して白魚献上の御用を務めていた「組頭衆」のみの交替であったのか、「平之衆」まで含めた漁民全員の交替であったのか、きわめて重要な内容であるが、管見の範囲においては、近世中期の明和年間まで、毎年、佃島の漁民たちが本国の摂津国に帰国していたことを明記した「宗門人別改帳」のような当時の一次史料を見出し得ていない。この重要な点に関しては、さらなる調査が必要である。

### 三 佃島地割絵図史料と佃島の名主について（増山）

「佃島地わり」―地割絵図史料の性質

吉田家旧蔵史料のうち、外題紙である題簽に「佃島地わり」の表題と「正保三丙戌年三月」の年月が記された史料がある。厚手の和紙を貼り継いだ本紙の法量は、縦135.1cm、横120.3cmほど

の大型絵図である（写真3）。紙史料の状態を確認する限り、装丁および題簽書名などは後補と考えられるが、折り畳まれた史料の内容は江戸時代中期頃の佃島（佃地区の原形である現在の佃一丁目1番から10番エリア）の地割と土地所有の状況などを細部にわたって記録した絵図であることがわかる。本図に記された佃島の様相をみると、汽水域や堀割の水が濃淡の藍色で彩色されているとともに、波立つ水上に築かれた島であることを強調するかのようには海波線まで書き添えられている。また、北東岸域の船置き場エリアには、群生する葦を濃淡の萌黄色で繊細に表現しており、非常に手の込んだ絵画的な表現が見て取れる。とくに、本史料は佃島島内の町屋敷



写真3 「佃島地わり」（佃島沽券絵図写し）

における地権者（地主・家守）や地価（沽券金高・小間高）などを記録した土地台帳に該当するものであることから、いわゆる江戸時代の「沽券絵図」という公的な性格を有した絵図に位置づけられる。

江戸幕府が作成を命じた沽券絵図については、玉井哲雄氏や岩淵令治氏などの研究<sup>11)</sup>によって江戸の都市図としての役割や沽券図の分類が試みられている。また、古田悦造氏は、宝永と延享期に作成された佃島の沽券絵図などから、同島内の集落空間とその変容を分析している<sup>12)</sup>。江戸の沽券絵図は、玉井・岩淵の両氏が明らかにしているように、江戸町奉行が町屋敷などの実態を把握するため、町名主の支配地域ごとに作成を命じたものである。そして、現存する沽券絵図のほとんどが、「宝永7年（1710）または正徳元年（1711）作成」の沽券絵図と「寛保4年（1744）または延享元年（1744）作成」の沽券絵図という、大きく2つの時期の沽券絵図で占められている。このうち、前者は正徳3年（1713）に代官支配の本所・深川や山の手地域の町などを町奉行支配へと組み込む直前の時期に作成・提出が命じられたものである。後者についても、延享2年（1745）に寺社奉行支配の寺社門前地を町奉行支配へと移管する直前の時期に作成・提出が命じられている。江戸の町方再編成のためには、町屋敷を詳細に把握する必要性があり、正確な土地台帳の記録として作成・提出させた沽券絵図にその役割があったとしても不思議ではない。

各町名主が作成した沽券絵図には、同時期に作成したものであっても性質の異なるものが存在している。その1つには、町年寄を通して町奉行へ提出した「正本」（名主・地主・家守らの名と押印、趣意などの記載があるもの）にあたるものがあり、これ以外に、名主や町の「控え」にあたるもの（地主や家守の名と押印、趣意などの記載あり）、そして、地主らの「写し」として残されたと推定されるもの（権利者名、押印、趣意などの記載なし）が現存している。同時期に同一区画の個別町を対象に作成した沽券絵図であっても、保存意図の違いなどによって絵図の性質（正本・控え・写し）が異なるだけでなく、必ずしも各性質に応じた統一的な記載がみられるとは限らない。しかし、絵図中に残る町名主の名・押印、地主や家守の名・押印、絵図の趣意

書や作成年の有無などから総合的に判断することで、各沽券図の性質を分類していくことが可能である<sup>13)</sup>。

こうした判断基準をもとに本史料を類別すると、絵図の本紙には地主や家守らの名は記されているものの押印はみられず、裏面も含めて作成に係る趣意書や作成年などに相当する記載は確認できない。したがって、佃島島内の地主らのもとに残されてきた沽券絵図の「写し」としての性質を有する史料と推定される。また、吉田家旧蔵史料「佃島地わり」の内容は、宝永7年(1710)に作成された「佃島沽券絵図控」(中央区指定文化財、金子家蔵)とほぼ同一の島内区画と記載内容であることから、それぞれが同時期に作成された佃島沽券絵図の「写し」と「控え」に該当するものであると考えられる。

### 佃島沽券絵図「写し」としての分析

江戸時代の佃島に関わる沽券絵図の類は、管見の限りにおいて、宝永7年(1710)の控え(中央区指定文化財、金子家蔵)および当該史料の写し<sup>14)</sup>(吉田家旧蔵)、享保2年(1717)「佃島売券絵図」の写し(佃島旧名主森家蔵)、延享元年「佃嶋売券絵図」の写し(国立国会図書館蔵)、明和9年(1772)佃島絵図面の写し<sup>15)</sup>(旧名主森家蔵)などが現存している。作成年代や保存意図の異なるこれらの史料は、近世佃島における島内構造や権利関係などの比較研究および歴史的な変遷を解明する上で極めて重要であるため、別項を期して詳しく論じる必要があろう。なお、ここでは新出の宝永7年(1710)「佃島沽券絵図の写し」(「佃島地わり」絵図)に特化して史料分析を試みることにする。

先述したように、本史料は地権者らの押印や趣意書がない沽券絵図の「写し」であるが、同年作成と推定される「控え」と比較してみても、描写の緻密さや記載情報において明らかな差異は認められない。「写し」に描かれた佃島の形状をみると、堀割(佃堀)を挟んで西側に方形区画の土地と東側に長方形区画の土地が築かれており、人工的に埋め立て造成されたこれらの区画を小橋(佃小橋)で渡した「佃島の原形」が見て取れる。また、佃島の西岸・南岸・東岸には、それぞれ石積みの護岸が築かれており、とくに南岸については、さらに京間5間を隔てた南の水上へ東西95間の石積み護岸を1列に配している。こうして、島の南面へ二重の石積みを築くことで、高波浪から島内を防護するとともに、西を流れる大川から鉤の手状に曲がって船置き場(北東隅)へ通ずる舟入堀の機能も果たしている。

西側に築かれた方形の土地は、田の字型に割って町屋敷が作られており、南北に並行する7間幅の河岸通り2本と3間幅の中通り1本を通し、土地の中央で3間幅の渡船場通りを十字に交差させている。一方、東側に築かれた長方形の土地は、北に一部不整地を含む30間ほどの空間があり(後に埋め立て造成と地割りが行われる)、この南には入堀に面して7間幅の河岸通りと町屋敷が形成されている。佃島全体の屋敷地割をみると、西側に住吉社地を含めて24筆、東側に12筆の合計36筆ほどの土地に分筆されており、各地所には地主あるいは家守の名、土地の間尺(表幅・裏幅・南北の裏行き)、坪数、沽券金高、小間高などが個別に記されている(図1・表1)。西側の土地にある24筆の地所は、大川を正面とする第1列9筆と第2列の住吉社地、そして、西側の土地の第2列14筆と小橋で結ばれた東側の土地の12筆の正面は、舟入堀を挟んで向かい合わせの形をとっている。やや変形の地所である住吉神社の社地を除けば、基本的に35筆の地所は東西に

長い矩形形状となっており、南北の裏行きがすべて20間の間尺に統一されている。ちなみに、住吉社地の裏行きについては、南北でわずかに異なる（北裏行き22間、南裏行き23間）ほか、間口についても違いがみられ（表幅中間8間、裏幅中間6間3尺）、他の地所とは異なる形状であることが読み取れる。

続いて、坪数・地価に着目して島内地所を比較検討してみると、島内全体では「佃嶋間数貳百間此坪数合四千八拾坪」に対して、「賣券金高千六百九拾四兩貳分」の地価であることが西側の土地の中通りに記載されている。このうち最大の地所は、東側の南端にある土地（表裏幅とも中間8間、南北裏行きとも20間、坪数320坪）であり、売券金は250兩（間口1間あたりの小間高は22兩2分）と記されている。地主は南小田原町の善兵衛、土地管理者である家守には四郎兵衛の名が確認できる。佃島の東南角地に位置する当該地は、大川からの舟入堀がちょうど鉤状に曲がる地点にあたり、舟を利用した離発着や海上方面の視認性といった交通の利便性からみて、とくに条件が良い立地であったと考えられる。

沽券絵図中で目に留まる比較的大きな地所は、西側の土地区画のうちで第1列の北から4筆目までの部分である。第1列の北から1・2筆目の土地は、表裏幅とも中間12間、南北裏行きとも20間、坪数240坪ほどあり、売券金は120兩（小間高10兩）と記されている。3筆目は土地の間尺や坪数は同等であるが、売券金が132兩（小間高11兩）と若干高くなっている。4筆目についても、表裏幅はともに中間10間とやや狭く、坪数も200坪と若干少ないものの、売券金が110兩（小間高11兩）に上るため、小間あたりの沽券金が高い地所であることがわかる。なお、佃島の西岸側の中央に位置する3・4筆目の地所は、佃島と対岸の船松町とを渡船で行き来する「渡シ場」の近接地であるため、島内では江戸城下町への起点となる渡船場に近い立地ほど地価が高い地所であったと考えられる。さらに、1・2・3筆目の地権者を判読すると、摂州佃村の地主である「九左衛門」「孫右衛門」「八右衛門」の名が順に記されており、これらの土地管理者である家守はすべて平左衛門が担っている。4筆目には、佃島の名主を務める「(佃) 忠兵衛」の地主名がみられ、当該地の家守には宇右衛門の名が記されている。

ここで、各地所に記された地主の所在地を整理してみると、住吉神社を除いた全島35筆のうちで地主の所在地記載がない地所が14カ所あり、このうち管理者である家守名の記載がなく地主の名だけの地所は7カ所ほど確認できる（表1）。これらは、地主自身が佃島島内に居付いているために所在地記載がないものと考えられ、かつ、後者については当該地が地主の居住地である可能性が高いと判断される。この点については、西側第2列の南から3筆目にあたる地所が、居付地主として代々佃島の名主（絵図作成時は佃 忠兵衛）が居住してきた土地（並列する周辺の地所

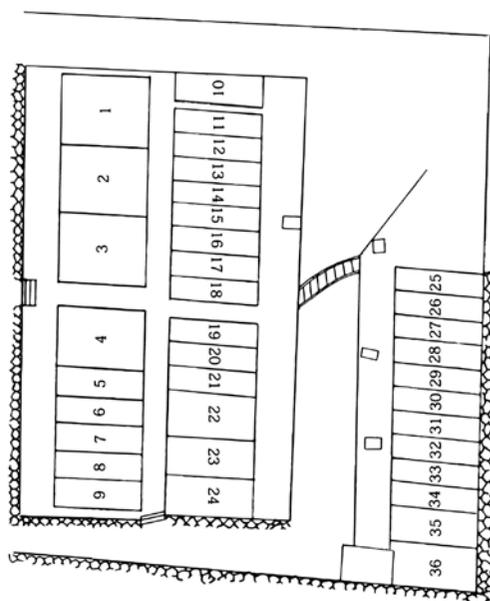


図1 「佃島地わり」(佃島沽券絵図写し)の模式図

表1 佃島島内の屋敷地割とその内訳（「佃島地わり」絵図より作成）

地割	地主	地主住所	家守	間口中間 (間)	裏行 (間)	面積 (坪)	売買価格 (両・分)	小間当りの 価格 (両・分)	備 考
1	九左衛門	摂州佃村	平左衛門	12	20	240	120	10	
2	孫右衛門	摂州佃村	平左衛門	12	20	240	120	10	
3	八右衛門	摂州佃村	平左衛門	12	20	240	132	11	
4	忠兵衛	(島内)	宇右衛門	10	20	200	110	11	名主地所
5	孫八	舟松町2丁目	弥次右衛門	5	20	100	50	10	
6	作兵衛	本小田原町	清兵衛	5	20	100	50	10	
7	忠左衛門	本小田原町	六左衛門	5	20	100	50	10	
8	伝兵衛	拾軒町	甚左衛門	5	20	100	50	10	
9	清兵衛	(島内)	加右衛門	5	20	100	45	9	
10	住吉社地	—	—	表8 裏6.3	北22 南23	—	—	—	貼紙に「住吉神社寶 永六年五月二」の記 載がみられる。
11	十兵衛	南伝馬町	長五良	4	20	80	25	6.1	
12	忠兵衛	舟松町一丁目	伊右衛門	4	20	80	25	6.1	
13	庄兵衛	(島内)	庄五郎	4	20	80	25	6.1	
14	覚兵衛	(島内)	善兵衛	4	20	80	25	6.1	
15	一郎兵衛	安針町	市兵衛	4	20	80	25	6.1	貼紙の下に旧地主「本 小田原町地主善右衛 門」と旧家守「家守 長兵衛」の記載がみ られる。
16	善兵衛	(島内)	五兵衛	4	20	80	25	6.1	
17	吉右衛門	—	—	4	20	80	25	6.1	居付地主
18	理兵衛	(島内)	茂兵衛	4	20	80	25	6.1	
19	与一右衛門	本小田原町	四郎兵衛	4	20	80	25	6.1	
20	平右衛門	—	—	4	20	80	25	6.1	居付地主
21	善太郎	武州清沢村	善次郎	4	20	80	25	6.1	
22	忠兵衛	—	—	9	20	180	58.2	6.2	居付地主（名主居住 地） 後補の貼紙に「明治 三拾九年三月佃島 十五番地吉田半次郎 乃地」の記載がみら れる。
23	彦左衛門	南八丁堀 5丁目	六兵衛 権兵衛	8	20	160	52	6.2	
24	忠兵衛	舟松町2丁目	六左衛門	8	20	160	72	9	
25	庄兵衛	—	—	4	20	80	20	5	居付地主
26	清兵衛	—	—	4	20	80	20	5	居付地主
27	七兵衛	南茅場町	八兵衛	4	20	80	20	5	
28	治兵衛	本小田原町	五左衛門	4	20	80	20	5	
29	次郎兵衛	南茅場町	庄左衛門	4	20	80	20	5	
30	忠兵衛	本小田原町	五郎兵衛	4	20	80	20	5	
31	市郎左衛門	本小田原町	藤兵衛	4	20	80	20	5	
32	長右衛門	—	—	4	20	80	20	5	居付地主
33	庄兵衛	本小田原町	久兵衛	4	20	80	20	5	
34	甚右衛門	—	—	4	20	80	20	5	居付地主
35	七兵衛	(島内)	次右衛門 権右衛門	8	20	160	40	5	
36	善兵衛	南小田原町	四郎兵衛	12	20	320	250	22.2	地所西側に南裏行10 間の土地があり「此 所横八間長拾間此坪 数八拾坪蔵地跡也 三百貳拾坪之内江入 申候」の記載がみら れる。

と異なり、間口が9間と広く、面積も180坪と比較的大きい)であり、地権者として「地主忠兵衛」の名のみが記されていることも根拠の一つである。なお、特筆すべき地所の記載としては、坪数の大きい西側第1列の北から3筆目までの箇所、そのすべての地権者に「摂州佃村地主」の記載がある点である。歴史的には、摂津国から下った漁師たちが正保元年(1644)に佃島を造成したとされており、当該絵図面は約66年後の様相を伝える史料となっている。地主の所在地を確認する限り、半数以上の地所が島外地主の所有地であるものの、築島から半世紀を経てもなお、佃島の草創と思われる人々の本拠地が摂津国佃村にあることを示す希少な情報といえるだろう。

#### 佃島の名主一佃 忠兵衛から森 幸右衛門へ

17世紀中頃に築島された佃島では、摂津国佃村庄屋・森 孫右衛門の同族として江戸に下った忠兵衛が初代名主となり、これ以降も東京府下の名主制度が廃止される明治2年(1869)まで、同家が代々佃島の名主役を襲職(13代・幸右衛門の代で退職)してきた。旧名家は明治末年に島外へ転出したが、現在も旧名主の居住地内に祀られた屋敷神(稲荷)が継承されており、旧地所の一角(現在の中央区佃一丁目4番4号)に「森稲荷神社」として鎮座している。

ちなみに、当該絵図面の西側第1列・北から2筆目に記された摂州佃村地主「(森)孫右衛門」は、一時的に江戸へ下ったものの本拠地を摂州本国に置いていたため、江戸には年々出府のかたちとられた<sup>16)</sup>。また、孫右衛門の実弟「(森)九左衛門」(絵図面西側第1列・北から1筆目の摂州佃村地主)については、本小田原町に魚問屋を開いて日本橋魚市場の生成に尽力している。このため、九左衛門の娘妙を妻とする忠兵衛が一族の衆望を担い、築島間もない佃島を本拠として佃 忠兵衛を名乗って同島の名主役を務めることになった。

当該絵図面に記載された名主・忠兵衛の居住地所(絵図面西側第2列・南から3筆目)には、本史料群の旧蔵者である吉田家によって付されたと思われる「明治三拾九年三月 佃島十五番地 吉田半次郎乃地」と記した和紙が貼付されている。この貼紙は、旧名家が明治末年に島外へ転出した後に、当該地の地権者となった吉田家の記録として当該絵図面へ貼付したものと考えられる。そして、吉田家旧蔵史料の絵図群には、旧名家の所有を示す「森家之印」の4字を陽刻した8分角の方形朱印(写真4)が複数の史料に押印されている<sup>17)</sup>。このことから、もとは旧名家の所蔵であった絵図史料群が、同家の島外転出などを契機として、縁故関係にあった吉田家へ託されたものと考えられる。



写真4 佃島旧名主の  
方形朱印

以下、本項では佃島の名主の改名経緯とともに、同島の開祖が初代名主・忠兵衛である点も含めて、特記しておくこととする。本史料の作成年と推定される宝永7年(1710)当時の佃島名主は、絵図中の名主居住地にも確認できるように佃 忠兵衛であるが、この34年後に作成された延享元年(1744)「佃嶋売券絵図」写し(国立国会図書館所蔵)をみると、当初記した地主「(佃)忠兵衛」の上に、「森 幸右衛門」の名で名義変更した和紙が貼付されている。佃島旧名主の森家に伝来する系譜史料によれば、同家の祖である初代・忠兵衛則之から6代・忠兵衛貞利まで「佃忠兵衛」を襲名していたことがわかる。そして、佃島の築造からおよそ100年を経た延享期(1744

～1748) 以降に本拠地を摂州本国から江戸佃島に移した森 九左衛門家<sup>18)</sup>は、同島の居付き地主(当該絵図面の東側第1列・北から3筆目にあたる土地)となるも、後年に継嗣不在のため絶家となった。このため、家康下賜とされる「森」の姓を佃 忠兵衛家が引き継ぐかたちで、7代目から「森 幸右衛門」(8代・9代のみ「清右衛門」と改名し、14代に至るまで代々名跡を継いできた。

なお、築地本願寺境内には、文久元年(1861)に佃島名主10代・森 幸右衛門勝鎮と一族の佃 宇右衛門寛敏が「篤行院釋久西居士」の200年遠忌にあたって建立した報恩塔が建てられている<sup>19)</sup>。開祖の恩徳追慕を目的に建立されたこの石塔は、これまで森 孫右衛門に関わるのものであると誤認されてきた。しかし、近年、佃島旧名主の森家が所蔵する系譜史料などから、石塔正面に陰刻された法名・没年は佃島初代名主・佃 忠兵衛則之のものであることが明らかになった。

#### 四 墨田川河口における白魚漁の概要—「佃島白魚網場絵図面」(伊藤)

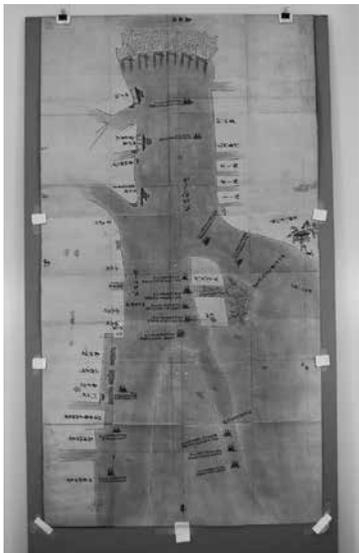


写真5 佃島白魚網掛場絵図面

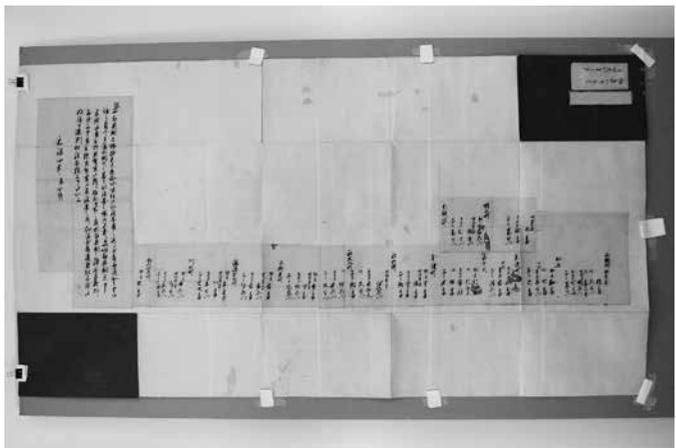


写真6 絵図裏の裁許文写

この絵図は、元禄4年(1691)に、隅田川(大川)の河口における白魚漁の漁場相論に際して作成された裁許絵図の写しである。絵図の法量は、天地84.0cm・左右156.3cmである。表紙には、新しい紙にて「佃島つきたて 正保元甲申年二月」と書かれた外題が貼られているが、裏に元禄4年(1691)未4月に出された裁許文の写しが記載されている。

なお、この絵図には、三章や後述する五章や六章の絵図のように「森家之印」の朱印は押されていないが、外題の紙質や絵図の内容などから見ても、本来は、佃島の名主を務めていた森家に所蔵されていた絵図である可能性が高いと想定されよう。この相論に関しては、すでに、『佃島と白魚漁業』において、絵図の写しは掲載されていないが、その概要が紹介されている。

この絵図には、隅田川の河口域における白魚漁の網場の位置が描かれている(写真5)。一般的には、白魚漁と言えば佃島漁民の特権であると考えられているが、実際には、隅田川の河口域、特に浅草から河口域に限っては「御留川」とされ、佃島の漁民ではなく、出身地不詳である小網

町に居住していた漁師たちが「建網」を設置し、上ってくる白魚を捕り、「白魚役」として江戸城の将軍への献上がなされていた。後に述べる佃島の漁民たちが利根川（現在の江戸川）と中川で使用していた「四ツ手網」とは異なる漁法で白魚漁がおこなわれていた。

絵図の裏に記載されている裁許文の写し（写真6）にも「右白魚網立場（中略）自今以後、小網町之者共、此絵図之場処より外ニテ、一切白魚網立申間敷候旨被仰付奉畏候。」と記されており、「白魚役」の特権を有する小網町の漁民たちの白魚の網立場を再確認したものである。絵図の裏には、裁許文の写しと共に、小網町の漁民たちと相論をなしていた佃島をはじめとして、明石町・南小田原町など周辺に位置する12か町の漁民たちの署名が記載されている。

「白魚役」の特権を有していた小網町の漁民は、当初は26人おり、御留川となされていた隅田川の浅草から芝浦までの間、冬季の白魚漁の期間において、毎夜、篝火を焚いて猟船を出し、川中に「建網」と呼ばれる長さ6尺・幅4尺の網を何枚か連ねて川の中に設置し、「サデ網」を使用して白魚を掬い取る独特の漁をなしていた。

元禄4年（1691）のこの裁許絵図写し（図2）では、隅田川の浅草から芝浦まで広く白魚漁をなし、周辺漁民たちと相論を起こしてきた小網町の漁師たちの網立場が限定されたと見るべきであろう。すなわち、絵図の北には両国橋が描かれ、そのすぐ下流の左岸寄りに2か所の「建網」が描かれている。詳細に描かれている両国橋は、隅田川に打ち込まれて橋を支えている材木は皮を剥いでいない黒木の材で描かれ、橋の欄干などは通常の皮を剥いだ白木で、そして、橋に敷かれた横材は桧材のように描き分けられている。両国橋からさらに下って、隅田川の河川中央ではなく、佃島・石川島と江戸市中との約100間を有する川幅の間において、両国に向かう大型の船が通る「大船かかり場」を避けて、佃島・石川島に近い左岸寄りに「建網」が描かれている。これら「建網」の設置が設置された場所は、両国橋のすぐ下流に位置する幕府の御船蔵に各国から入津する大型の船の航路を妨げないための設置場所であると判断されよう。両国橋と佃島の間、隅田川の中央に「大船かかり筋」との記載がなされている点からも確実であると言えよう。各網には、①の網では「此所引汐場岸分三拾間程退網数四拾式枚張幅拾七間程」のように、各場所に設置された網の数と間数が詳細に記載されている。

芦島で繋がるように描かれている佃島と石川島から下流域においては、北岸に位置する永代島との約170間の川幅の間に2か所の「建網」（③と④）が描かれており、「永代島八幡宮」の文字と共に八幡宮の立派な社殿と鳥居も絵画的に描かれている。特に留意すべきは、その八幡宮の沖合に、見落としがちになりそうな「此所ごみ捨場」の文字が記載されていることである。当時から、この場所が公認された江戸市中のゴミ捨て場であったことが判明する意味からも、貴重な絵図であると考えられる。

さらに、佃島から下流域においても、川口町から下流の江戸市中に近い隅田川の本流右岸に3か所（⑩～⑫）、佃島から東南に延びる幅約45間の川筋の「みよ（湫）」にも3か所の「建網」（⑬～⑮）が描かれている。このように、両国の御船蔵に向かう大船の航行を妨げないように配慮されて、5か所に合計15か所もの白魚漁の「建網」が設置されていたことが絵図から判明する。

なお、佃島の対岸の明石町には「御札場」の文字と高札が絵画的に描かれている。その高札の南の隅田川の中には石で築かれている波除が3か所描かれ、佃島と石川島の対岸の位置には、「佃島渡場」の文字も記されており、当時から佃島と江戸市中を結ぶ渡船の運航がなされていたこと

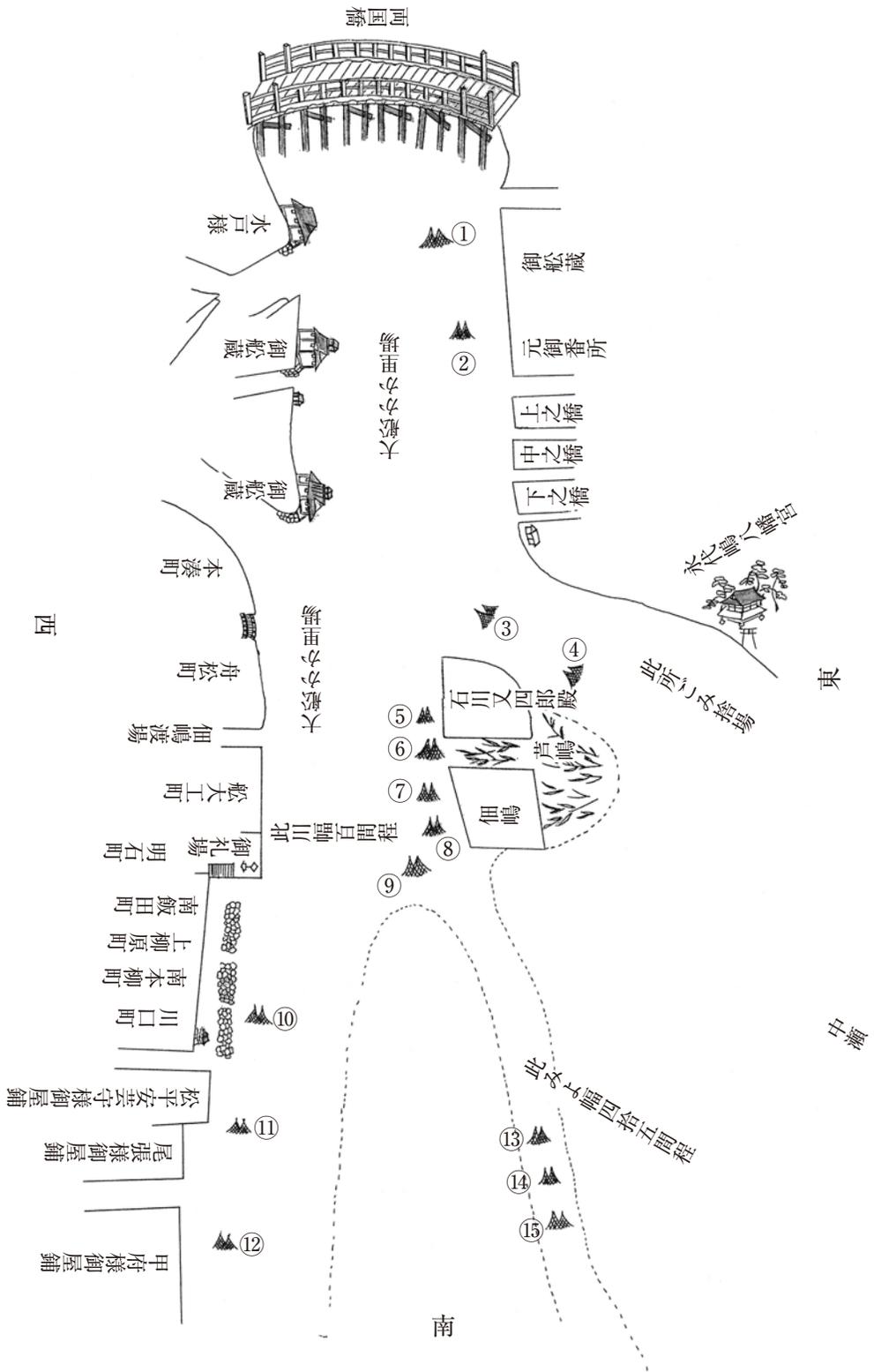


図2 「佃島白魚網場絵図面」のトレース略図 (田中麻衣作成)

が判明する。

また、両国橋の下流右岸に、水戸様の屋敷と共に、2階建てと思しき御船蔵（向井兵庫殿・岡田左太郎殿）が絵画的に描かれていることも貴重である。

## 五 江戸川における白魚漁の概要—「利根川白魚獵場御裁許絵図写」（伊藤）

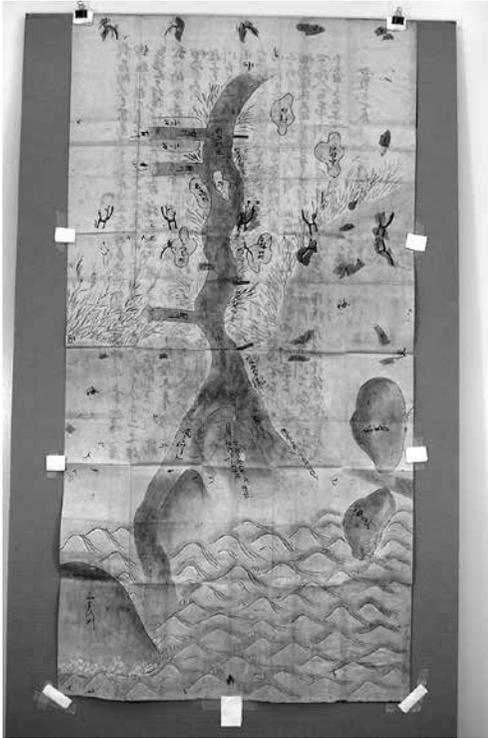


写真7 「利根川白魚獵場御裁許絵図写」



写真8 絵図面裏の裁許文写

この絵図は、宝永6年（1709）におきた佃島と葛西の3か村（二之江村・長嶋村・下今井村）との漁場紛争に関する裁許絵図の写し（写真7）である。絵図の法量は天地144.7cm・左右74.6cmである。表には当時の利根川下流域すなわち現在の江戸川の河口域が描かれ、裏に宝永7年（1710）8月25日付の勘定奉行・寺社奉行・町奉行の連名による裁許文の写し（写真8）が記されている。また、裏の隅には「森家之印」の朱印が押されており、本来は、佃島の名主を務めていた森家で所蔵されていた絵図である可能性が高い。

この宝永6年（1709）の漁場相論に関しても、すでに、『佃島と白魚漁業』において、絵図の写しは掲載されていないが、その概要が紹介されている。すなわち、近世初頭においては江戸川筋における白魚漁は、特権を有する佃島の独占場となっていたが、慶安2年（1649）に葛西3か村から伊奈代官所への訴訟・申請により、従来、葛西の3か村の漁民が「ひび網」を建てていた25町の場合に限り白魚漁が許可された。江戸川の流域においては、上流に位置する今井村から河口までの50町のうち、葛西3か村の漁民に25町（2か所）、佃島の漁民に25町（3か所）と等分に白魚の漁場が分けられ、それぞれの境目に「分木」（A～D）が建てられた。その後、60年ほ

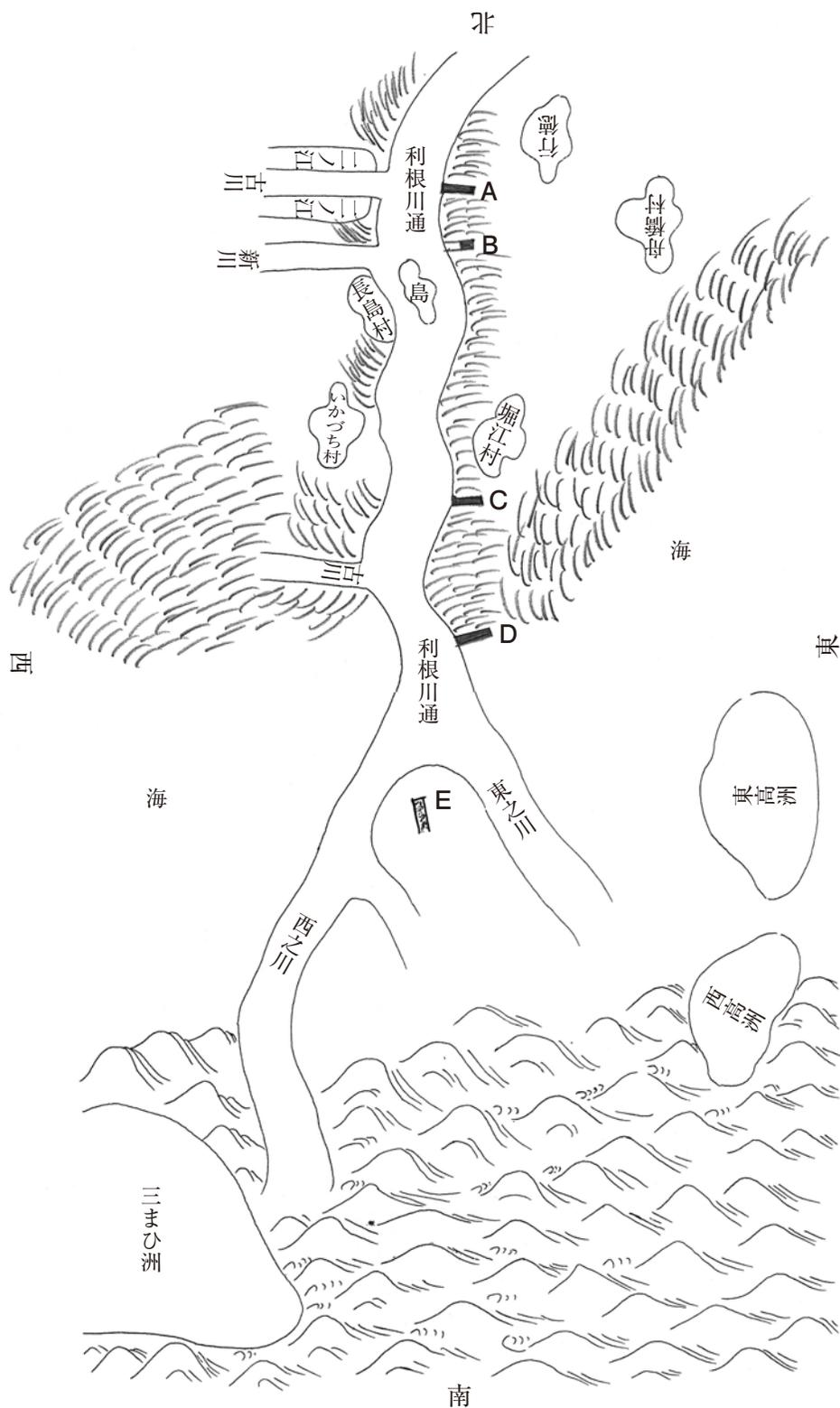


図3 「利根川白魚獵場御裁許絵図写」のトレース略図（田中麻衣作成）

どの年月を経て、河口に新しい三角州ができたために、相論に及んだものである。

この裁許絵図の写しには、当時においても、慣例で「利根川」と呼ばれていた現在の江戸川の両岸が描かれ、左岸に漁場を分ける4本の杭（分木）が描かれている。最上流のA～B間の10町は佃島の白魚漁場であり、次のB～C間の10町は葛西の3か村の、C～D間の10町は佃島の、そして、河口の15町は葛西の3か村の漁民の漁場であるとの記載がなされている。そして、河口に形成された中洲にも杭（分木）Dが描かれており、この杭Dより河口の5町は佃島の猟場であるとの記載がなされている。さらに下流の波洗う河口の右岸には形成されつつある「三まひ洲（三枚洲）」が、左岸には同様に「東高洲」と「西高洲」が描かれている（図3）。

御裁許の結果、62年前に作成された古絵図のとおり、新しくできた河口の三角州の東の川を本来の川筋として認定し、葛西漁民3か村の猟場であるとの裁許が下された。また、利根川（江戸川）の支流であると認定された西の川は、従来どおり、両者の入会の漁場と決められた。

この裁許絵図写では、佃島と葛西漁民3か村の猟場の詳細が判明することはもとより、利根川の銚子への東遷以後も、江戸川が慣例的に「利根川通」と呼ばれていたことが判明する点も貴重である。また、その「利根川通」の両岸が葦の生い茂る河原であり、河口に新たな洲が形成されつつある宝永7年（1710）の状況が描かれている意味からも、貴重な絵図であると判断されよう。

## 六 墨田川における白魚漁の概要―「大川端、佃島網掛け場絵図面」（田中）

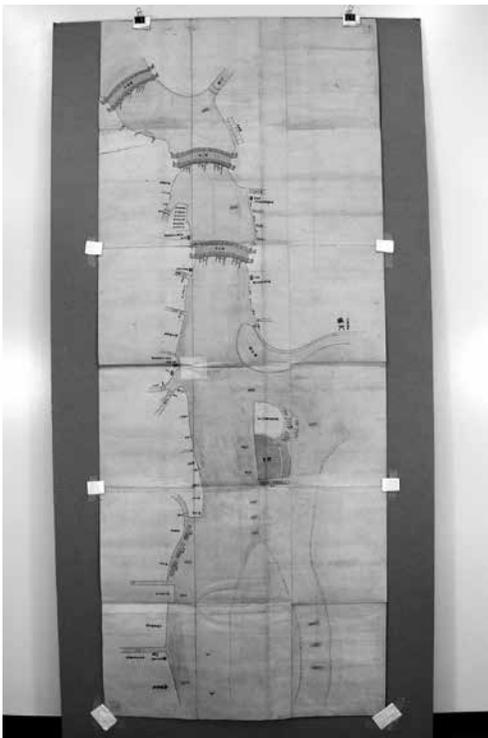


写真9 「大川端、佃島網掛け場絵図面」

この絵図は、四章で論じた元禄4年（1691）における隅田川河口域における白魚漁の「建網」の設置場所を描いた絵図と同様に、後年になり、再度、相論が再燃し、その決着をみて描かれたと想定される、白魚の「建網」の設置場所が描かれた絵図の写し（写真9）である。絵図の法量は、天地70.7cm・左右176.5cmである。裏ではなく、絵図の表面の隅に「森家之印」の朱印が押されており、この絵図も、本来は佃島の名主を務めていた森家の所蔵であったと想定される。

上で述べた元禄4年（1691）の他にも、延享3年（1746）と宝暦8年（1758）の両年に大きな漁場相論が起こされており、この絵図は、延享3年（1746）の相論に関する絵図である可能性が高いと想定されよう。

絵図（図4）で描かれているのは、四章で紹介した絵図と同範囲であり、描かれた内容も酷似している。ただし、異なる点も存在している。

まず、建網の位置と数は同じく描かれているものの、建網の横に網の数や間数などを示す詳細な

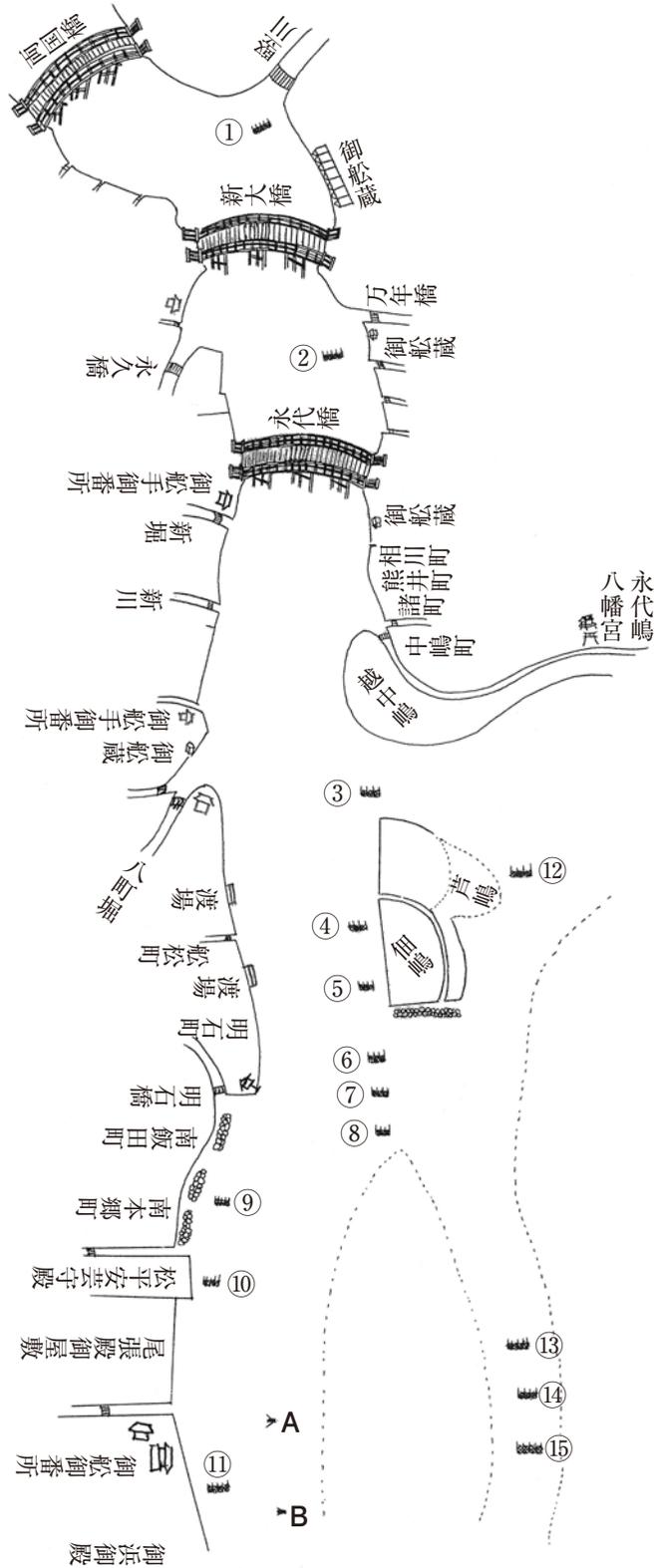


図4 「大川端、佃島網掛け場絵図面」のトレース略図（田中麻衣作成）

説明が書き加えられている四章の絵図とは異なり、建網の絵のみが描かれている。次に、四章の絵図では両国橋のみが描かれているが、本絵図では両国橋のほか、新大橋と永代橋が描かれている。新大橋は元禄6年（1693）、永代橋は元禄11年（1698）に新たに架橋されている。ただし、描かれている3つの橋は、四章で描かれている両国橋のように、材質が描き分けられてはいない。

また、中嶋町から永代嶋八幡宮に沿って細長く越中嶋が描かれている。他に、浪除と記載された岩場は、四章の絵図で描かれている上柳原町、南本郷町、川口町沿いに設置されているものは同じであるが、その他に佃島の南側にも描かれている違いがある。これは、「佃島沽券図写し」でも岩場が描かれていることを踏まえると、その後の変化も踏まえて、四章の絵図より詳細に描かれている。そして、河口付近の砂洲の御濱御殿近くの川中には、建網の他に杭が2本（AとB）が描かれているが、この杭は浜御殿前の浅海域を示す御留杭と考えられる。

## 七 まとめ（伊藤）

本稿は、新出の「佃島」関連の近世の絵図4枚に関して、その紹介も兼ねて基礎的な研究をおこなったものである。その成果は、以下のようにまとめることが可能であろう。

まず、正保元年（1644）に隅田川（大川）の河口の約100間四方を埋め立てて造成された特権漁民の島であった佃島には、船杉氏が紹介された延宝5年（1677）と貞享2年（1685）年の伊勢神宮の御師による「江戸・関東御祓配帳」の一次史料により、佃島の築造から約30年から40年を経た後においても、約470人も多くの漁民たちが居住していることが判明した。特に、貞享2年（1685）の史料によれば、佃島の名主である佃 忠兵衛をはじめとして、「佃島網衆」と「大和田網衆」に明確に書き分けられており、全体として約470人の「佃島惣中」を結成していたことも明らかとなった。さらに、名主である佃 忠兵衛の他に、15名の「佃島組頭衆」と5名の「大和田組頭衆」のもと、約400名もの「平之衆」の漁民と、2名の「定使」が居住していたことも判明した。ただし、史料に散見される母村である摂津国の佃村・大和田村との間を、近世中期の明和年間（1764～1772）まで毎年交替していたとの伝承を検証する課題がなお残されている。

次に、三章では、新出の「佃島地わり」絵図を検討した。この絵図は、従来、佃島の研究を行う場合必ず参照され、基本となされてきた金子家所蔵の宝永7年（1710）に作成された「佃島沽券絵図控」と同様に、同年に作成された「森家之印」の朱印を有する佃島の名主であった森家旧蔵の宝永7年（1710）の「佃島沽券絵図」の「写し」であることが判明した。

この絵図によれば、坪数も広い1から3筆目は摂津国の佃村に居住している3名の名前が記載され、4筆目には佃島の名主である佃 忠兵衛の地主名が記載されている。佃島の築造から66年を経てもなお、佃島を築造した草創期に由来する人々の本拠地が母村である摂津国の佃村にあることを示す貴重な絵図であると判断される。

また、同絵図には、名主である佃 忠兵衛の居住地所に「明治三拾九年三月 佃島十五番地 吉田半次郎乃地」と記載された和紙が添付されており、旧名主家が明治末年に島外に転出した後に、当該地の地権者となった吉田家が新たに添付し、本絵図をはじめとして、縁故関係にあった吉田家に旧名主家に所蔵されていた絵図群が託されたものと想定される。

四章から六章で紹介・検討を加えた隅田川と中川・利根川（現在の江戸川）の各絵図も、すでに、『佃島と白魚漁業』において簡潔にその概要が述べられているが、絵図として紹介されたのは管見の範囲においては初めてであり、貴重な情報が描かれていることは各章において論じた通りである。さらに検討を深める必要があることは多言を要さない。本稿は、そのための、ささやかな各絵図の紹介と基礎的な検討をおこなったものである。

付記 本稿を、謹んで、故・吉田喜代太郎氏のご霊前に献呈させていただきます。  
また、この度、貴重な紹介の機会を与えていただきました奥様の吉田静子様と、佃嶋門徒講の皆様にも、心からのお礼を申し上げます。



写真10 吉田様ご夫婦と田中さん  
(2006年秋撮影)



写真11 吉田静子様と伊藤  
(2020年2月撮影)

## 注

- 1) 田中麻衣 (2007) 『江戸城下における特権漁民の実態に関する基礎的研究 ―佃島を事例として―』、未刊。
- 2) 金子正夫 (2013) 『佃嶋誌 参十参人の旅人』、私家版。
- 3) 東京都公文書館編 (1978) 『佃島と白魚漁業』、東京都都民情報課。
- 4) 高山慶子 (2007) 『江戸深川鯨師町の成立と展開』、名著刊行会。
- 5) 佐原六郎 (1972) 『佃島の今昔』、雪華社。
- 6) 前掲2)。
- 7) 『佃島年代記』、原本無題。旧網元・細川源太郎氏から故・飯田栄太郎氏が譲り受ける。「東京の歴史」5号から9号に、史料の翻刻が掲載されている。調査に際しては、原本の閲覧・撮影をさせていただきました。記して、感謝申し上げます。
- 8) 古田悦造 (1981) 「近世佃島における集落形態の一考察」東京学芸大学紀要、第3部門、社会科学、第33号。
- 9) 船杉力修 (1999) 「伊勢神宮御師来田新左衛門家文書(一)―延宝五年江戸・関東御祓配帳(一)―」、鳥根大学法文学部紀要、社会システム学科編、第4号。  
同 (2001) 「同(三)―貞享二年江戸御祓配帳―」、鳥根大学法文学部紀要、社会システム学科編、第6号。
- 10) 前掲3)、27頁。
- 11) 玉井哲雄 (1977) 『江戸町人地に関する研究』、近世風俗研究会。  
岩淵令治 (2003) 「延享元年(1744)年「万町沽券絵図控」の検討」(『日本橋一丁目遺跡』中央区教育委員会) 432~436頁。  
岩淵令治 (2017) 「江戸の沽券図について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第204集) 61~99頁。
- 12) 古田悦造 (1985) 「近世武蔵国佃島における集落の変容と空間認知」(歴史地理学会編『歴史地理学紀要』第27巻) 195~210頁。

- 13) 前掲11)の岩淵論文を参照。
- 14) 管見の限り、宝永7年(1710)の佃島沽券絵図「正本」については現存確認できていない。
- 15) 島内地所の地権者や沽券金高が記されていない佃島の絵図(「間口東西九十間 奥行南北九十間 此坪八千五百五十坪 但入堀屋式共」)であり、裏面には「明和九年辰十一月喜多村御役所江差上候絵図面写し 辰十一月」と記載されている。
- 16) 孫右衛門は本国の佃村で没しており、浄土真宗本願寺派正行寺(大阪市西淀川区佃1-3-9)には享和元年(1801)再建の「曇葉之墓」が建立されている。また、大谷本廟(京都市東山区五条橋東6-514)の外域墓地にも孫右衛門の分骨墓と思われる墓石が残っている。
- 17) 吉田家旧蔵史料の絵図群にも散見されるが、宝永7年(1710)「佃島沽券絵図控」(中央区指定文化財、個人蔵)や延享元年「佃嶋売券絵図」の写し(国立国会図書館所蔵)にも同様の方形朱印が押印されている。
- 18) 江戸佃島の在住となった九左衛門家に係る墓石は、和田堀廟所(杉並区永福1-8-1)にある佃島直参墓地・佃島旧名主森家の墓域に建立されている。
- 19) 方柱形の塔身上部に唐破風の笠(破風および破風上の宝珠に欠損有り)を付けたもので、台座を含み全高約155cm、正面および側面幅約74.5cmの石塔である。正面には、佃島開祖の没年および法名(「寛文二年壬寅 篤行院釋久西居士 四月四日享年九十有四歳」)が陰刻されており、向かって右側面と左側面には、開祖の事績と遺徳を称える銘文が陰刻されている。
- 20) 前掲3)。

伊藤(史学科・教授)

増山(中央区教育委員会・総括文化財調査指導員)

田中(新制57回卒業生・横浜訓盲学院教諭)